

## コロナ禍乗り越え安心して暮らせる社会を 第92回愛知県中央メーデー

5月1日(土)、第92回メーデーは、愛知県中央メーデー(名古屋市内白川公園)を始め、県内5か所で開催されました。



昨年は新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止となりましたが、今年はデモ行進を止めて集会のみが行われました。

10:00に開会宣言がなされ主催者からの挨拶、続いて連帯・激励の挨拶と続きました。その後、鎌をもって踊るユニークな沖縄舞踊が披露され、最後に「すべての労働者・県民のみなさん、コロナ禍の今こそ、命、暮らし、尊厳を守るために連帯していこう!」と、愛知県メーデー宣言が読み上げられ、「メーデー万歳!」で締めくくりました。



毎年恒例となったデコレーションコンクールでは、デコレーション部門で女性部が最優秀賞、愛知分会は横断幕部門で最優秀賞を受賞しました。

## 建設アスベスト被害 最高裁 初の判断 国が対策を怠ったのは違法

建設資材に含まれたアスベスト(石綿)を吸い込み、肺がんや中皮腫などの病気になった元労働者と遺族が、国と建材メーカーに損害賠償を求めた4件の集団訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷(深山卓也裁判長)は17日、「国が対策を怠ったのは違法だ」と賠償責任を認めました。メーカーの責任は被害者の作業内容や従事期間などを踏まえ、個別に審理する必要があるとした上で一部を認めました。



判決後の報告集会で、弁護団は「国の責任を認め、画期的な内容だ」「13年にわたる闘いで大きな前進を勝ち取った」と強調しました。

アスベスト建材をめぐるのは2008年以降、全国で1200人以上の原告が33件の訴訟を提起しました。このうち東京、神奈川、京都、大阪の4訴訟についてこの日、「建設アスベスト訴訟」で初の統一判断で、裁判官5人全員一致で最高裁として初の判断を示しました。健康被害を訴える人は今後も増えると予測され、政府は早急な和解を迫られる事態となりました。

### 最高裁判決 骨子

- 1975年10月から2004年9月まで、石綿による健康被害を防ぐための規則を怠った国の対応は違法。
- 複数の建材が健康被害の原因となった可能性が高ければ、製造した各メーカーが連帯して賠償責任を負う。
- 個人で仕事を請け負った「一人親方」にも国は賠償責任を負う。



最近、相談会をしてもアスベスト被害の相談が多くなりました。しかも、一人親方・自営業・事業主など方が殆どです。今後の政府の対応が問われます。

# みんなのひろば

みなさんのご意見、写真など送ってください。

## 次々と花開く



豊田町の西山公園のバラ園

3500本 600種類のバラが花盛り。種類の多いのには驚かされました。コロナ禍ですが、多くの市民が訪れ弁当持参で公園内を散策して楽しんでいました。

松原義弘



町内を散策中見つけたなんじゃもんじゃの木



花の名前がわかりません 教えてください



鶴舞（つるま）公園 明治42年開園



大きなレモン 浜松市内うなぎ店にて

## ご案内

※ 分会会議は、コロナ感染状況をみて開催。

## コロナで大変な時に、なぜ憲法改正なの？

### 憲法はこう変わる？

引用元)自民党公式サイト 日本国憲法改正草案  
<https://constitution.jimin.jp/document/draft/>  
本文はスペースの関係上一部省略している部分があります。

自民党公式サイト  
 日本国憲法改正草案 (全文)

<b>前文</b> <small>現行憲法</small> 政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する <b>改正案</b> 上記の部分削除	<b>第1条</b> <small>現行憲法</small> 天皇は象徴である <b>改正案</b> 天皇は元首であり象徴である <small>注)皇位の継承は現行憲法では男系限定はありせん</small>	<b>第9条</b> <small>現行憲法</small> 陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない <b>改正案</b> 国防軍を保持する
<b>第12条</b> <small>注1 現行憲法</small> 国民は公共の福祉のために自由及び権利を利用する責任を負ふ <b>改正案</b> 国民の自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、公益及び公の秩序に反しない <small>注2</small>	<b>第18条</b> <small>現行憲法</small> 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない <b>改正案</b> 何人も、社会的又は経済的關係において身体を拘束されない	<b>第20条</b> <small>現行憲法</small> いかなる宗教団体も政治上の権力を行使してはならない <b>改正案</b> いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない <small>宗教団体による政治上の権力の行使が可能に</small>
<b>第21条</b> <small>21条-1</small> 表現の自由を保障する 公益及び公の秩序を害する目的の結社は認められない <small>21条-2</small> 国政上の行為につき国民に説明する義務を負う <small>情報公開請求権がなくなる可能性</small>	<b>第36条</b> <small>現行憲法</small> 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる <b>改正案</b> 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する	<b>第66条</b> <small>現行憲法</small> 内閣総理大臣及び他の國務大臣は、文民でなければならない <b>改正案</b> 内閣総理大臣及び全ての國務大臣は、現役の軍人であってはならない
<b>第98条</b> <small>第9条 緊急事態</small> 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる	<b>第97条</b> <small>現行憲法</small> この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである <b>改正案</b> 全文削除	<b>第99条</b> <small>現行憲法</small> 天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ <small>102条</small> 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない

詳しくは WEB解説版をご覧ください  
 上の解説の詳細は WEBでも見られます

自民党の日本国憲法改正案、どう思いますか？

## 組織拡大委員 3名追加登録します

なかなか組織拡大が進みません。今までの組織拡大委員に加え、新たに3名の方を登録します。寺川哲夫さん・藤岡健三さん・河合鉄一さんの3名です。宜しくお願いします。

## 会議ができないため、集金の方は振込で

緊急事態宣言が出され会議ができないため、集金で組合費を納めてきた方は、振込みでお願いします。

**組合員数** ☆認定組合員数 **30**人  
 ☆組合員総数 **31**人

- 6月の予定
- 9日 中部労働局要請 愛知局
  - 12日 厚生協会 総会
  - 13日 県本部 第233回執行委員会兼代
  - 18日 北信越労職合同支部執行委員会

